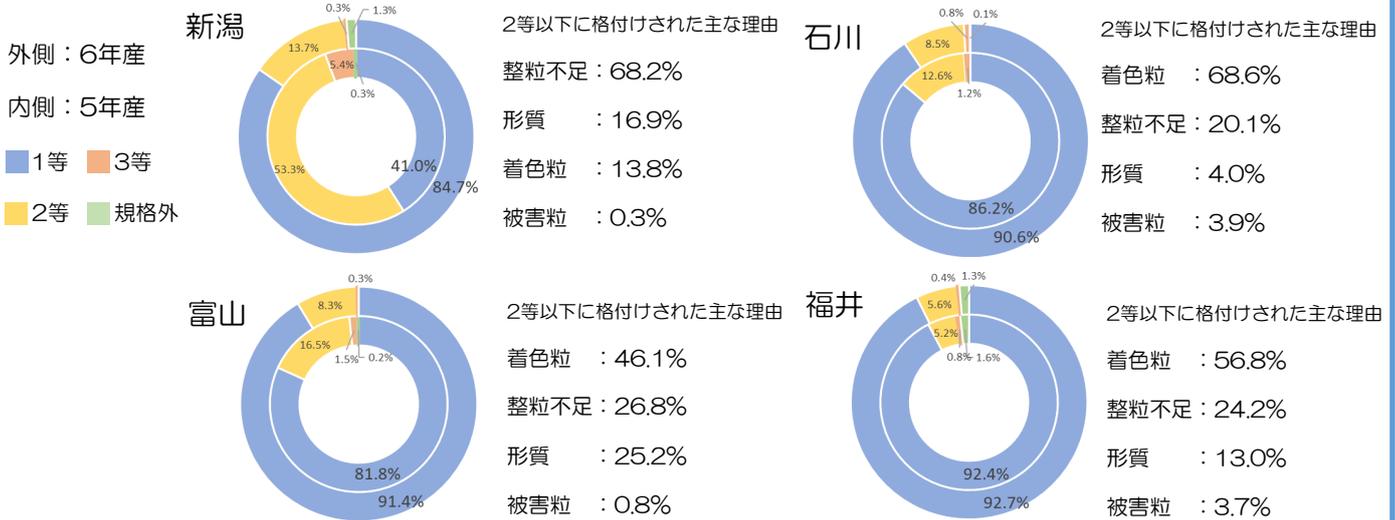


米に関するマンスリーレポート（北陸版）

（令和6年9月号）

1. 6年産米等級検査結果（8月末時点）

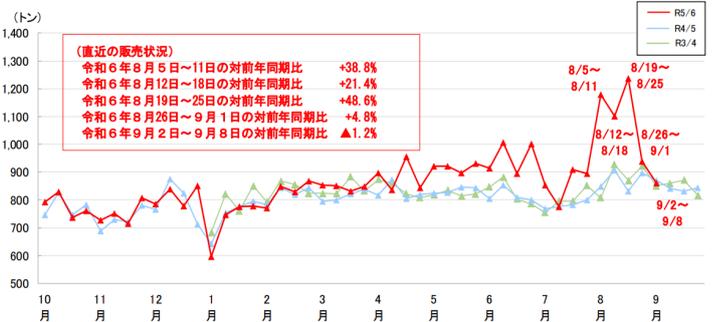
農林水産省は、9月27日に6年産米の等級検査結果（8月末時点）を公表しました。全国の水稲うるち玄米の1等比率は、63.7%であり、前年同時期と比べ5.2ポイント低い結果でした。一方で、北陸管内各県の1等比率は、前年同時期と比較して、4県共通して高い水準となりました。なお、今回の結果は、8月末時点のものであり、9月が刈取最盛期となる北陸の全体像は、9月末時点の結果で明らかになると考えられます。



2. スーパーでの販売数量の推移（POSデータ）

令和6年4月以降の販売量は、食料品全体の価格上昇が続く中、米の価格が相対的に緩やかであったこと等を背景に、令和4年及び5年と比較して堅調に推移しました。8月5日以降は、南海トラフ地震臨時情報（8月8日発表）、その後の地震、台風により、災害に備えた需要が発生したこと等により、伸びが著しい週が3週続きましたが、8月26日以降の週は前年と同程度の水準で推移しています。

資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータ（全国約1,000店舗のスーパー、生協等）に基づいて農林水産省が作成。
注：週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは異なる場合がある。



令和6年度の米の流通状況等の情報については、農林水産省ホームページ「令和6年度米の流通状況等について」において、随時最新の情報を掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/r6_kome_ryutu.html

令和6年能登半島地震・低気圧と前線による大雨に伴う災害に関する情報

被災された全ての方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、

お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げます。

北陸農政局プレスリリース（9月24日） <https://www.maff.go.jp/hokuriku/news/press/240924.html>

北陸農政局は、災害救助法が適用された石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町）の被災者に対し、状況に応じ金融上の措置を適切に講ずるよう、令和6年9月22日付けで石川県信用農業協同組合連合会等に要請しました。要請先からは、金融上の措置を適切に講じる旨の発表がなされています。（石川県信用農業協同組合連合会ホームページ <https://www.is-ja.jp/jabank/shinren/news/pdf/20240924news.pdf>）

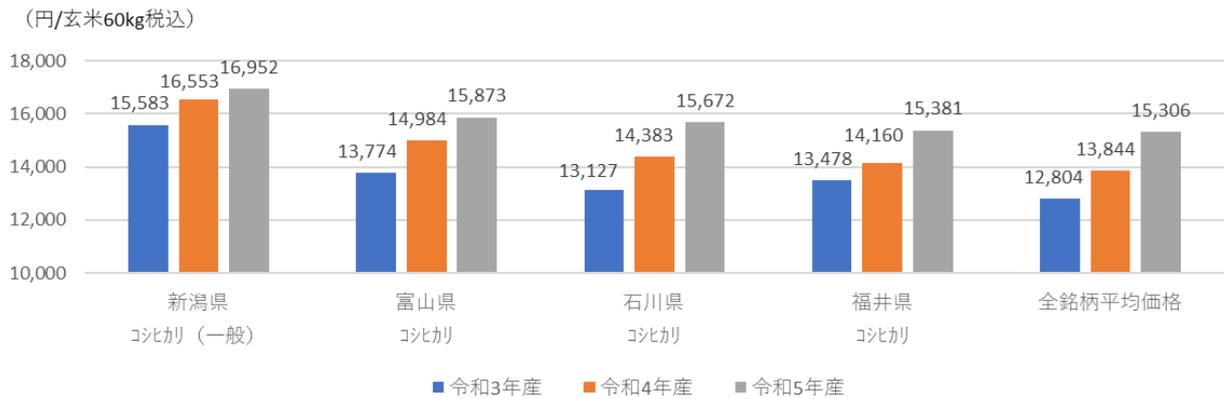
支援や相談窓口の詳細は[こちら](#)（🖱️ クリック）
右記二次元コードからもご覧いただけます。



令和6年2月に開設した、能登半島地震からの営農再開に向けた相談窓口において、豪雨災害に関するご相談も併せて受け付け対応しております。

1 米の相対取引価格

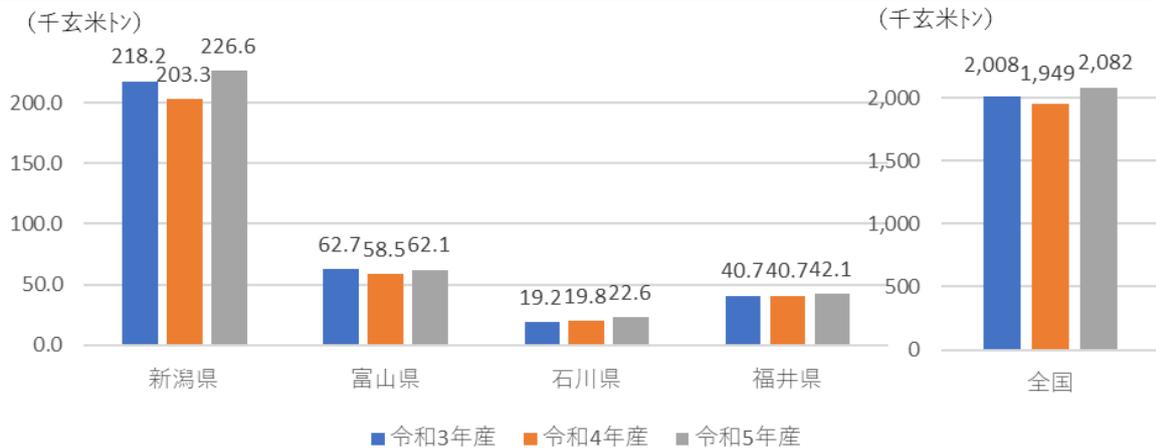
令和3年産及び、令和4年産は出回りから翌年10月まで、
令和5年産は出回りから令和6年7月までの平均価格



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の取引状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。
また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウエイトで加重平均により算定している（5年産は速報値）
7 全銘柄平均価格、報告対象産地品種銘柄ごとの前年度検査数量ウエイトで加重平均により算定している

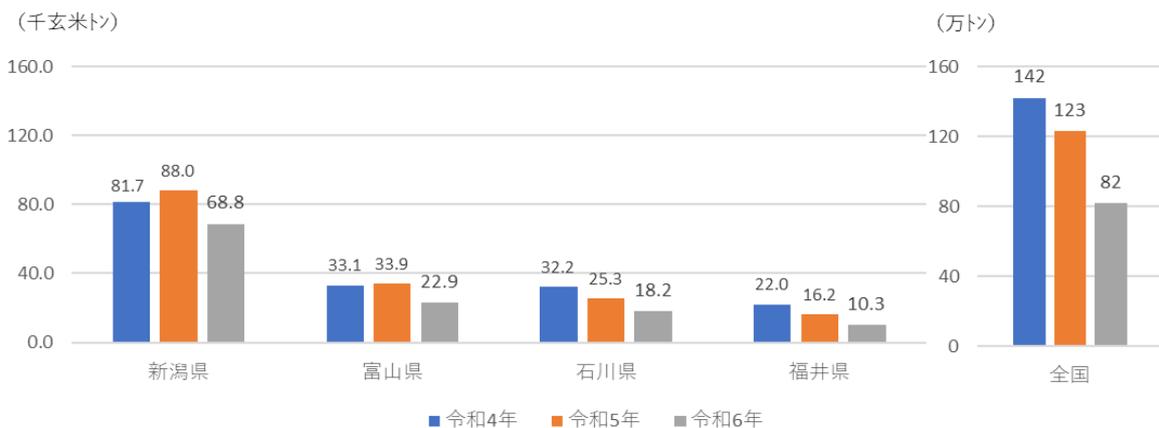
2 米の産地別販売状況（7月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。

3 産地別民間在庫の推移（7月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→
<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>

